

教育委員会 3 月定例会 会議録

1. 日 時 令和4年3月23日(水)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理者 今 野 登 喜 子
委 員 鈴 木 敏 之
委 員 長 沼 早 苗
委 員 岡 島 学
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 望 月 亮 一 教 育 総 務 課 藤 井 徹
教 育 総 務 課 長 補 佐 塚 本 富 美 代 学 務 課 田 中 裕 之
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 大 橋 博 指 導 課 長 谷 川 清 美
学 校 給 食 セ ン タ ー 寺 崎 敏 彦 図 書 館 武 藤 知 子
博 物 館 木 塚 久 仁 子
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第 33 号 令和4年度土浦市教育行政方針(案)について (教育総務課)
議案第 34 号 土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について (教育総務課)
議案第 35 号 土浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について (教育総務課)
議案第 36 号 土浦市教育委員会職員職名規則の一部改正について (教育総務課)
議案第 37 号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)
議案第 38 号 土浦市立幼稚園管理規則及び土浦市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則を廃止する規則の制定について (学務課)
議案第 39 号 土浦市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について (教育総務課)
議案第 40 号 土浦市教育委員会訓令の読点の表記を改める規程の制定について (教育総務課)
議案第 41 号 土浦市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について (教育総務課)
議案第 42 号 土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の制定について (教育総務課)
議案第 43 号 土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係訓令の整備に関する訓令の制定について (教育総務課)
議案第 44 号 土浦市学校給食費に関する規則の制定について (学校給食センター)

- 議案第 45 号 土浦市立学校管理規則の一部改正について (指導課)
- 議案第 46 号 教育長の権限に属する事務の一部を小学校、中学校及び義務教育学校の校長に委任する規程の廃止について (教育総務課)
- 議案第 47 号 土浦市教育委員会教育長の小学校、中学校及び義務教育学校の校長に対する事務委任規程の制定について (教育総務課)
- 議案第 48 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱について (学務課)
- 議案第 49 号 土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について (生涯学習課)
- 議案第 50 号 土浦市青少年相談員の委嘱について (生涯学習課)
- 議案第 51 号 土浦市スポーツ推進委員の解職及び補欠による委嘱について (スポーツ振興課)
- 議案第 52 号 土浦市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について (指導課)
- 議案第 53 号 令和 4 年 4 月 1 日付け教育委員会の人事異動について (教育総務課) (非公開)

(2) 協 議

- ① 令和 4 年度土浦市学校教育指導方針 (案) について (指導課)

(3) 報 告

- ① 第 3 次土浦市教育大綱の策定について (教育総務課)
- ② 令和 4 年第 1 回土浦市議会定例会一般質問について (学務課・生涯学習課・スポーツ振興課・指導課)
- ③ 土浦市立幼稚園の廃園に伴う関係告示の整理に関する告示の制定について (学務課)
- ④ 土浦市教育委員会告示の読点の表記を改める要綱の制定について (教育総務課)
- ⑤ 土浦市社会教育主事の資格認定要項及び土浦市小学校通学バス運行管理要綱の一部改正について (教育総務課)
- ⑥ 土浦市旧学校施設環境美化ボランティア支援制度実施要綱の一部改正について (教育総務課)
- ⑦ 土浦市立学校体育館開放団体利用要項の一部改正について (スポーツ振興課)
- ⑧ 土浦市立小学校等入学祝品及び特別支援学校入学祝金支給要綱の一部改正について (学務課)
- ⑨ 土浦市教育委員会医療的ケア支援事業実施要綱の制定について (指導課)
- ⑩ 土浦市部活動指導員配置要綱の制定について (指導課)
- ⑪ 土浦市部活動の運営方針の改訂について (指導課)
- ⑫ 土浦市幼稚園連絡協議会の廃止について (学務課)
- ⑬ 令和 3 年度 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会の開催結果について (学務課)

(4) その他

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長

ただいまより令和4年3月の教育委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりまして、委員の出席定数は満たしておりますので、本日の会議は成立するということでお願いをいたします。

なお、本日の議事で非公開とさせていただきたい案件が1件ございます。案件は、議案第53号 令和4年4月1日付け教育委員会の人事異動についてでございます。本案件は人事関係の案件であるため、非公開とさせていただくとともに、全ての案件の終了後に、関係者以外退出の上、審議を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、よろしく申し上げます。

議案第53号につきましては、非公開としまして、全ての案件が終了した後に審議をいたします。

なお、本日は傍聴者がございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。

それでは、次第の2番目になります教育長報告事項につきまして、教育総務課、藤井課長をお願いします。

教育総務課

————— 2月16日以降の行事について報告 —————

教 育 長

ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、次第の3番、議案に移りたいと思っております。

まず、議案第33号 令和4年度土浦市教育行政方針（案）についてでございます。

教育総務課より説明をお願いします。

教育総務課

総務課でございます。よろしく申し上げます。

議案第33号 令和4年度土浦市教育行政方針（案）について説明をさせていただきます。資料は、定例会の次第では、2ページから8ページまで。それと、資料1と右上にあります令和4年度土浦市教育行政方針（案）でございます。よろしいでしょうか。定例会の資料4ページをお願いいたします。令和4年度土浦市教育行政方針（案）についてというものでございます。

1番の教育行政方針の概要につきましては、先月の定例会で説明させていただいた内容と同じでございます。

2番の（素案）からの修正点についてでございます。教育行政方針につきましては、先の2月定例会におきまして、教育行政方針（素案）についてということで委員の皆様よりご意見、ご質問を頂きまして、その内容を受け、指標や目標値等の見直しを行っております。

修正箇所につきましては、「取消線」は削除をしております、「網掛け部分」は、今回修正した部分となっております。

なお、主な修正の内容につきましては、（1）から（3）まででございます。

（1）第3次土浦市教育大綱を追加するもので、教育大綱と教育行政方針の関連性を示すために、冒頭に大綱を追加しております。

（2）表記の修正ということで、一つ目、指標の表に記載している「基準値」という

表記を「現状値（R3）」としていますが、令和3年度の現状値ということで修正をしております。点の二つ目です。施策及び事業の目的に係る表記を修正しております。

（3）指標、現状値及び目標値の修正ということで、3点ございます。

指標について、事業の目的に応じた指標となるよう再検討し、修正をしております。また、現状値について、令和3年度の実績値が、見込みも含まれますが、固まったため修正を行いました。また、目標値について、委員の皆様から意見をいただきまして、それらを踏まえて再検討し、修正をしたものでございます。

詳細につきましては、5ページとなっております。また、いただきましたご意見への回答ということで6ページをお願いいたします。

時間の関係もございまして、1番と3番のみの説明とさせていただきます。

1番です。案のほうでは8ページになります。施策名・事業名につきましては、基本方針1の施策の（1）事業イの親力アップ講座の開催についてです。ご意見につきまして、①のところですが、「幼児期の教育の推進」ということであると、思春期という言葉はなくても良いのではないかというご質問で、ご指摘のとおりですので、削除をしております。

また、②、指標の基準値のところ、令和4年度以降の「30回」という回数ですが、こちらも幼児期と学童期の開催予定ということで修正をしまして、全22回と修正をしております。

次に、3番です。案のほうのページでは10ページとなります。

同じく事業ア、読書活動の推進についてです。読破数の目標を少し上げてはどうかのご意見を頂いております。目標をこちら10ページになりますが、当初48%から52%としてきた4年生から6年生の指標のところですが、60%から80%に変えております。7年生から9年生のところでは、25%から30%であったところを30%から50%という修正をしております。

ほかの事業につきましても、委員の皆様からのご意見、御指摘を踏まえまして改めて検討しまして、修正等をいたしました。

以上のとおり、素案を修正しまして令和4年度の教育行政方針案としております。ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

なお、御承認をいただければ、本案を令和4年度の土浦市教育行政方針としたいと考えております。また今後、市のホームページ等で公開も予定しております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

ご意見を整理しまして、表に記載のとおり、対応をしております。

よろしければ、こういう方向で整理をして、決定をいたしたいと思っております。では、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、原案のとおり可決ということでお願いします。ありがとうございます。

続きまして、議案第34号 土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてでございます。

教育総務課よりお願いします。

教育総務課

議案について説明をさせていただきます。本日は、案件が多数ありますので、まず内容について説明をさせていただきます。

上に参考とあります、「(参考) 令和4年3月教育委員会定例会における例規の制定及び改廃について」という資料をご覧いただきたいと思います。

資料1枚のものでございます。よろしいでしょうか。

教育長
教育総務課

例規の制定及び改廃についてですね。参考と書いてある。

3月定例会の案件のうち、例規に関する案件は22件でございます。案件の内容は、以下のとおり大きく分けて四つの分類となっております。

2番の内容による分類でございます。

(1) 機構改革に伴うものということで、土浦幼稚園の廃園を含むということで、一つ目、令和4年4月からの機構改革関係で、案件は、議案2件でございます。また、②としまして、土浦幼稚園関係ということで、議案3件、報告が1件でございます。

次に、(2)の国の動向に伴うものとして、①、読点の表記。公用文について読点は原則としてカンマではなく点を用いるというもので、議案2件、報告1件でございます。②、押印の廃止や見直しということで、コロナによるオンライン手続の促進や押印の必要性の見直しによるものです。議案が3件、報告が1件でございます。

次に、③です。成年年齢引き下げに伴う改正ということで報告が2件でございます。

裏面をお願いします。

(3) 事務の新たな運用に伴うということで、議案が2件です。

例として、一番上に議案44号とありますが、給食費の公会計化等でございます。

また、報告が3件でございます。

次に、(4)でございます。その他、例規の整理などということで、議案が2件ございます。

次に、各例規の制定や改廃等の概要をまとめましたので、6ページまでですが、令和4年3月定例会議案等の概要というものをお願いいたします。1ページから6ページまである資料でございます。よろしいでしょうか。

こちら、改正案文や新旧対照表など資料が多くあることから、各例規の制定や改廃等の概要をこの資料でまとめております。この概要を中心に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、説明をさせていただきます。2の各案件の概要についての議案のところの一つ目です。議案第34号 土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてでございます。定例会の資料は10ページとなっております。

改正の趣旨は、機構改革及び市立幼稚園廃園に伴い、規則を一部改正するものです。主な内容ですが、学務課に学校企画係を設置するというもので、こちらは政策的な業務を行う係というものでございます。

二つ目です。公民館等について、市民活動課に一部補助執行させるため、事務分掌を規定します。

三つ目です。就学前教育推進員を生涯学習課に組織を再編します。

四つ目です。幼稚園分掌事務の削除でございます。こちらは廃園に伴うものでござい

ます。

施行日は、令和4年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

一件ずつやっていきましょう。説明が大量ですので、この表を見て、改正の動機であるとか、もちろん中身を含めてですが、この内容で改正をしますので、表をご覧ください。

まず、組織規則の改正というのは、4月1日付の機構改革がございます。それから、土浦幼稚園が廃園になりまして、関係規定を廃止するというようなものがございます。学務課には今、新しく学校企画係を新たに設けました。その理由を説明していただくといいですかね。どうしてこれをつくるのかということです。

これは、田中課長から簡単にご紹介してください。

学 務 課

学務課でございます。

学務課の業務で、学校のICT、GIGAスクール、あるいは学校の適正配置、通学路の課題等、年々、政策的な判断のプロセスを経て決定する事業が多くなっておりまして、速やかに決定のプロセスを踏んで、事業を執行できるようにということで、学校企画係ということ要望したものでございます。

教 育 長

学事的なもの、従来の業務、就学支援をいただくとか、そういった今までのものは、そのまま別の係として存続をしまして、学務課の中で二つの係でやっていきましょうということでございます。給食の問題、それから学校保健の問題、ICTの問題、特出しをして力を入れましょうという考え方で、総務からも了解をもらったという改正でございます。

二つ目は、これは補助執行なのですが、次の関係するものは、佐賀課長、簡単に理由を説明していただければと思います。

生涯学習課

生涯学習課でございます。

こちら公民館と学習等供用施設ということで二つ名称がございますけれども、学習等供用施設は、市内の南部側のほうで、三中地区公民館、四中地区公民館、六中地区公民館といわれているところ、防衛省の補助金を活用して建てたことから、学習等供用施設というような名称を使わせていただいております。実際には、公民館というようなことで認識していただいて大丈夫かと思えます。

こちらのほうの施設、公民館という社会教育施設としての機能のほかに、コミュニティセンター、それから社会福祉協議会の支部としての機能を併せ持っているというようなところでございます。

勤務している職員が、コミュニティセンターの所長、それから公民館主事としての職員2名と、あと社会福祉協議会のほうの職員が1名、会計年度任用職員で業務を行っているというような状況でございまして、職員の指揮命令系統が複数存在しているというようなことで、事務が繁雑になっているというような問題もございます。そこで、コミュニティセンターを所管する市民生活部の市民活動課のほうにおいて、公民館の管理運営に関する業務を補助執行するというようなことで、市長部局のほうで管理は行うというようなものでございます。

以上でございます。

教 育 長 今、説明がありましたとおり、公民館と一緒に組織で現実的に市民のサービスを対応しておりますが、指揮命令系統が、教育委員会と市長部局と複数になっていて、非常に内部管理事務がやりづらい。サービスの低下というのが懸念されるところです。公民館業務そのものを市長がやるという制度設計がなかなかできないものですから、それを実務上は市長にやっていただく、補助執行ということで、現実的には、公民館業務、コミセン業務は一元的に市長部局で行います。

現実的に市民サービスは現状どおり行って、内部管理が非常にやりやすく、指揮命令系統がしっかりと一枚岩でできることによって、市民サービスがより維持向上といえますか、スムーズにできるようになるということを期待してのやり方でございます。それから、就学前推進委員について佐賀課長お願いします。

生涯学習課 生涯学習課でございます。

以前まで、就学前教育推進につきましては、部長の直属というような位置付けでございました。

また、県のほうも生涯学習課の中に就学前、家庭教育と就学前の推進室というものがございまして、生涯学習課内で業務を行っているというようなところから、本市におきましても、職員が1名専属の職員もつきましたことから、生涯学習課のほうと一緒に業務を行うというようなことでございます。

教 育 長 ありがとうございます。今、説明があったとおり、県と同じように直轄で接続教育といえますか、家庭教育も含めて就学前教育でやっていたのですが、軌道に乗ったということで、生涯学習課の中で行うことは可能だというように、部長直轄ではなくて内部の管理の問題ですが、そのように改めるといふものでございます。

一番下は、先ほどから出ているように幼稚園が廃止されたことについて、事務手続上の改正でございます。事務局の組織規則の一部改正は以上でございます。

では、議案第34号について、ご質問等ございましたら。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 では、原案のとおり可決させていただきます。

続きまして、35号をお願いします。

教育総務課 議案第35号 土浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について説明をさせていただきます。定例会の資料は26ページになります。

制定の趣旨は、地方自治法の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長部局職員に補助執行させることについて規定をするものです。

主な内容としまして、市民活動課へ公民館の管理運営の事務の補助執行を規定するもの、二つ目としまして、教育委員会の所管の施設への市長部局の自家用車の駐車に係る駐車場の使用料について、事務の補助執行を規定するものです。具体的には、学校等に停めております児童クラブの職員の駐車場の使用料などがこちらに該当します。施行日は4月1日です。

説明は以上です。

教 育 長 これも先ほどと同じ理由ですね。公民館の市長部局への移管の関係です。それに付随する事務手続です。ご質問等ございませんか。

では、議案第35号、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第 36 号の説明をお願いします。

教育総務課

議案第 36 号 土浦市教育委員会職員職名規則の一部改正についてというもので、定例会資料は 32 ページ以降になります。

改正の趣旨でございますが、市立幼稚園の廃園に伴い、一部改正をするものです。

主な内容としまして、園長、教頭、教諭、技術員を削除し、所長補佐を追加します。

施行日は 4 月 1 日です。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。これも幼稚園の廃園に伴う事務的な手続です。

では、原案どおり可決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第 37 号になります。よろしくをお願いします。

教育総務課

概要のほうは 2 ページをお願いいたします。2 ページの一番上になります。

議案第 37 号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございます。定例会の資料は 38 ページ以降でございます。

改正の趣旨は、市立幼稚園の廃園に伴う改正と市長部局にて行います特別休暇に係る専決事項の一部改正との整合性を図るための一部改正です。

主な内容としまして、一つ目ですが、幼稚園の廃園に伴う改正で施設長の用語から幼稚園長を削除する。また、専決区分、専決事項における幼稚園に関する部分を削除いたします。

また、二つ目としまして、土浦市事務決裁規程との整合性を図る改正でございます。生理休暇に加え、夏季休暇、人間ドック休暇を課長専決といたします。

また、部長専決事項を療養休暇、特別休暇、一つ目の休暇を除きますが、また、組合休暇とするというものでございます。

施行日は 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。二つ理由がありますけれども、幼稚園の廃止に伴う事務手続、

それからもう一つは、休暇の決裁区分については、市長部局同様に、課長もしくは部長決済というふうに手続を改めるものでございます。

では、議案第 37 号は原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

議案第 37 号は可決ということで、よろしくをお願いします。

議案第 38 号につきまして、よろしくをお願いいたします。

学 務 課

学務課でございます。定例会資料の 48 ページをお願いいたします。

土浦市立幼稚園管理規則及び土浦市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の廃止についてご説明いたします。

1 の廃止の趣旨としましては、本市の市立幼稚園につきましては、平成 28 年 5 月に策定した土浦市立幼稚園の再編計画に基づき、令和 4 年 3 月末をもって土浦幼稚園が廃

園になります。これにより、本市の市立幼稚園は全園廃園になることから、市立幼稚園に係る規則を廃止するものでございます。廃止する規則は、以下のとおりでございます。

2の廃止する日につきましては、令和4年4月1日になります。

説明は以上でございます。

教 育 長 これも幼稚園の廃止に伴う事務手続、廃止の規定でございます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。では、38号も原案のとおり可決とさせていただきます。続きまして、39号の説明をお願いいたします。

教育総務課 総務課でございます。

議案第39号 土浦市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定について説明をさせていただきます。概要のほうは、先ほどの2ページの三つ目のところにあります。定例会の資料は、50ページ以降でございます。

制定の趣旨ですが、令和4年1月の文化審議会の建議で「公用文作成の考え方」により、公用文の読点は「、」を用いることが原則とされたことに伴う規則の制定です。主な内容は、土浦市教育委員会の規則中に表記されている「、」を「、」点に改めるものです。

施行日は4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 新しい事務手続でございます。このような内容でございます。

原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 公用文ということですが、公用文は全てこのようにされるということですね。

教 育 長 そうです。

鈴木委員 カンマではなくて点になる。

教 育 長 点ということになります。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第40号、お願いいたします。

教育総務課 議案第40号 土浦市教育委員会訓令の読点の表記を改める規程の制定について説明をさせていただきます。概要のほうは2ページの一番下になります。定例会の資料は54ページ以降でございます。

制定の趣旨は、議案第39号と同様の趣旨でございます。主な内容は、訓令中に表記されている「、」を「、」に改めるものです。

施行日は4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 先ほどと同じ理由でございます。規則の制定と訓令の制定と分かれておりますので、どうしても二本立ての手続を取りませんといけない関係で、このように議案を出しております。

原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、議案第 41 号につきまして、藤井課長お願いします。

教育総務課

議案第 41 号 土浦市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定についてでございます。定例会の資料は 58 ページでございます。概要のほうは 3 ページの一番上の四角でございます。

制定の趣旨は、「土浦市行政手続における押印等の見直し方針」に基づき、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、教育委員会の規則で定める申請書等への押印を廃止するものです。

主な内容としまして、市民など外部の方が提出する申請書等の押印を廃止するというもので、様式中の丸印を削るというものでございます。

施行日は 4 月 1 日です。

説明は以上でございます。

教 育 長

ご質問等ございますか。

市長部局でも全部の部、課がこの方針に基づいて、市民が申請書に今まで押印していたものは、省略される手続が 4 月 1 日から徹底されるという理解でよろしいでしょうか。

教育総務課

はい。そういうことでございます。

教 育 長

では、41 号は、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

私からいいですか。どうしても外部、市民の方々、申請書の中で押印せざるを得ないもの、必須であるものという、まだ押印が残るものは、教育委員会関係ではあるのでしょうか。

教育総務課課長補佐

事務局のほうからお答えします。押印が残るもの、例えば、会計規則に従って処理するものでして、例えば奨学資金ですと、月額 7,000 円を給与しているのですが、そういったときに保護者の方から提出していただく申請書については、会計の支払伝票に付けるものですから、そういったものについては押印が残ります。

教 育 長

財務会計的なもの、お金が絡むものについては押印が必要。

教育総務課課長補佐

押印が残ります。

教 育 長

そういったものが、残るということです。

それでは、議案第 41 号でございますが、原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、原案どおり可決ということでさせていただきます。

続きまして、第 42 号をお願いします。

教育総務課

議案第 42 号です。土浦市押印を求める手続の見直し等のための関係規則の整備に関する規則の制定についてでございます。定例会資料は 72 ページ以降となります。説明については、概要の 3 ページ、四角の二つ目でございます。

制定の趣旨でございますが、先ほどの議案第 41 号と同様でございます。教育委員会の規則で定める申請書等への押印を廃止するものです。

主な内容としましては、市の内部手続における押印の廃止です。様式中の丸印を削るというものと、引用条文の条ずれを修正いたします。

施行日は4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

先ほどと同じ理由、事情でございますが、先ほどは市民の方からの申請書などの関係書類の手續についての対応でございますが、今度は市役所の内部の手續についても、押印を廃止していきましようという、そういったもので、同じ規則ですが、そういう対応でございます。

では、原案のとおり可決ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、今度は訓令になってしまいますが、43号につきまして説明をお願いします。

藤井課長。

教育総務課

議案第43号でございます。土浦市押印を求める手續の見直し等のための関係訓令の整備に関する訓令の制定についてというものでございます。定例会の資料は78ページ以降となります。概要につきましては、3ページの上から三つ目でございます。制定の趣旨ですが、これまでの議案41号、42号と同様でございます。教育委員会の訓令で定める申請書等への押印を廃止するものです。

主な内容としまして、市の内部手續における押印の廃止です。様式中の丸印を削りません。また、根拠条文の条ずれの修正をいたします。

施行日は4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

これも同じで、市役所内部の事務手續の訓令ですので、別立ての議案でつくらなければなりません。そういう事情です。

原案のとおり、可決ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして、第44号につきまして、給食センターをお願いします。

寺崎所長。

学校給食センター

学校給食センターです。

議案第44号 土浦市学校給食費に関する規則の制定について説明いたします。定例会資料では84ページから、議案等の概要では、3ページの一番下でございます。本資料の86、87ページに沿って説明させていただきます。

1、制定の趣旨は、令和4年4月から、本市が保護者から直接学校給食費の徴収・管理業務を実施するに伴い、学校給食費に関する規定を定めるため、本規則を制定するものでございます。

(2) をご覧ください。学校給食の提供を受けるに当たり、申込書により教育長に申し込まなければならないことを定めるとともに、保護者が申込書を提出せずに、その児童生徒が学校給食の提供を受けたときは、当該児童生徒の保護者から学校給食の提供の申し込みがあったものと見なすことを定めています。

(3) (4) につきましては、従前の土浦市立学校給食センター条例施行規則で定め

ていた給食日数及び給食費の額と区分に変更はございません。

次に、(5) 学校給食費の納入方法につきましては、口座振替の方法により納入することを定めております。ただし、口座振替によることが難しい場合は、納付書その他教育長が認める方法により納入することができることを定めています。

納入期限は、学校給食の提供を受けた月の翌日の末日と定めて、その日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とすることを定めています。

次のページとなりますが、学校給食の提供の停止と解除につきましては、食物アレルギー疾患等によって、学校給食の全部または一部の提供を受けることができない場合や病気、事故などにより、学校給食の提供を受けない日が引き続き5日以上となる場合は、保護者は学校給食の全部または一部の提供の停止を申し出ることができる旨を定める一方で、学校給食の提供の停止を解除するときには、あらかじめ申出書による申し出を定めております。

(7) 土浦市学校給食費に関する規則の制定に伴いまして、土浦市学校給食センター条例施行規則と、土浦市就学援助規則の二つの規則に一部改正が必要となりますことから、本規則の付則による改正を行うものです。①、土浦市学校給食センター条例施行規則につきましては、3条を削除し、その他、文言の修正を行うものです。

次に②、土浦市就学援助規則の一部改正につきましては、第10条第5項及び別表の引用規則を学校給食費に関する規則に改め、その他、文言の修正を行うものです。

2番、制定の内容につきましては、別添の規則案文及び新旧対照表等を御参照ください。

次に、施行日は令和4年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。ご案内のとおり、来年度から4月から給食費の徴収を市が、従来は、学校の教職員がといたしますか、学校が未納分を徴収し、かなりの負担でありました。大きく言えば、教職員の負担軽減の一つの策であり、収入も市の歳入できちんと進行管理できます。学校が未納分を回収する事務がなくなるという意味では、非常に負担が軽減されるということで、とても良い制度だと思います。

逆に言えば、市側としては、しっかりとそこは、誤解がないように、お金のことなので、アプローチの仕方も工夫をしないといけないという課題が残りますが、それは我々の仕事の中で工夫をしながら対応していこうかなと考えているところでございます。それに付随して、いろいろな諸規定も改正をしているところでございます。

そのほか、ご質問等ございましたら。

長沼委員、どうぞ。

長 沼 委 員

病気とかけがで、給食が要らないというような申し出とか、復活してほしいとかいう申し出を書面で出すようになっていっていると思うのですが、あまり厳しい期限がないように思ったのですが、その点は柔軟にできるのでしょうか。

学校給食センター

あらかじめ給食を提供させていただく前に申請していただくというのが原則となりますが、特別な事情があって遅れてしまったということに関しましては、それは柔軟に対応させていただきたいと思います。

以上です。

長 沼 委 員
教 育 長

ありがとうございます。
ほかにいかがですか。
岡島委員どうぞ。

岡 島 委 員

今まで学校で、例えば今回みたいに新型コロナのときとか、出席停止扱いだと思うのですが、そういうときというのは、学校側と連携して、勝手に給食がストップされるとか、そういうシステムですか。

学校給食センター

そうです。おっしゃるとおり、学校と連携しまして、教育委員会からと学校からと二重に連絡や、やり取りはさせていただいているのですが、それを受けまして、給食のほうは停止できる部分はしています。発注をかけているものもありますので、直前だとなかなか難しい部分はあるのですが、給食を止められる部分については、速やかにこちらでも発注停止というか、取り消しの手続はさせていただいています。今、条文の中にも出てきましたけれども、これは改正前と変わらないのですが、給食がいろいろ事故、病気等で引き続き5日以上停止となった場合につきましては、こちらの都合で学級閉鎖とか閉鎖になったときも含めまして、その辺は5日以上、引き続きという部分に関しまして、給食費の計算に反映させまして、日割り計算等もさせていただいております。

以上でございます。

岡 島 委 員
教 育 長

ありがとうございます。
そのほか、よろしいでしょうか。
では、議案第44号は原案とおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

指 導 課

続きまして、議案第45号につきまして、指導課長からお願いします。
指導課でございます。

議案第45号 土浦市立学校管理規則の一部改正について説明させていただきます。定例会資料は120ページ。概要は4ページの一番上になります。お願いいたします。最初に、改正の趣旨でございますが、令和4年4月から配属される主幹教諭、指導教諭について規定するものでございます。改正の主な内容についてですが、第13条に、学校に必要な応じ副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができるという項を追加いたします。様式につきましては、押印の廃止や（公印省略）、括弧の表記を削除するものでございます。

施行日は令和4年4月1日でございます。

説明は以上になります。

教 育 長
指 導 課

主幹と指導教諭の配置予定、そして、その簡単な役割をご紹介します。主幹教諭でございますけれども、役職としましては、教頭と教務主任の間の役職の立場になりまして、教頭を補佐したり、それから校務の一部を整理するものでございます。指導教諭につきましては、配属された学校だけではなく、市内の学校の教職員の研修と指導をするという立場でございます。指導力に長けた教諭が配置される予定でございます。
以上です。

教 育 長 土浦市の配置予定はありますか。まだ、内部の話ですけれども。
指 導 課 主幹教諭と指導教諭1名ずつ、1校ずつ配置される予定でございます。
教 育 長 主幹教諭のほうは、校長、教頭と同じ任用ということで、1回なったら今後は一般の
教諭には戻らないという、いわゆる資格的なものでございます。
指導教諭は、一般の教諭の中から指導教諭になったり、場合により一般の教員になっ
たりとか、そのような処遇となっているところでございます。
非常に県南地区でも数少ないと思うのですが、主幹教諭は本市と、あと他で1人ぐら
いといった、そのような状況です。全県的に今年度から、県のほうで職を設置する
ということになりまして、だんだん増えていく傾向にあるのかなというふうに思います。

今 野 委 員 試験によってですか。
教 育 長 そうです。これは任用ですので、任用して選考をきちんと行います。校長、教頭と同
じように、選考の仕方はいろいろですけれども、それは任用行為です。

鈴 木 委 員 教頭と副校長の立場を教えてください。
指 導 課 順番としましては、校長、副校長、教頭の順番でございまして、副校長は校長を補佐
する立場です。教頭は副校長とは違って学校経営に携わるということでございます。
教 育 長 主幹教諭は。

指 導 課 主幹教諭は、さらに教頭を補佐する立場になっています。
教 育 長 教務主任という忙しい立場、学校では、校長、教頭、教務主任で三役とっておいま
すが、大規模校には副校長というのが、教頭との間にいるわけなのですが、主幹教諭
は、教務主任と教頭の間において、教頭、教務主任とうまく役割分担しながら、連携し
ながらやっていく。非常に難しい立場なのですが、試行的にということから、拡大
拡充していこうかなという動きだと思えます。
今、指導課長も申し上げたとおり、難しい立ち位置で、よく市教委としても進行管理
をしっかりとしながら、学校と校長と連携しながらやっついていかないと孤立してしまう
可能性もありますので、きちんと対応していこうかなと思っております。
あとは事務手続が、様式変更とか公印の関係とか同じでございます。議案第45号につ
きましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
続きます、第46号につきまして、教育総務課からお願いいたします。
藤井課長。

教育総務課 議案第46号 教育長の権限に属する事務の一部を小学校、中学校及び義務教育学校の
校長に委任する規程の廃止について説明させていただきます。定例会の資料は126
ページ以降になります。概要では4ページの中段でございます。
廃止の理由は、本規定が、市が規定する文書に種類に該当していないため廃止するも
のです。事務上の整理を行うもので、この46号で廃止をさせていただきます、次の
47号で新たに制定をさせていただきたいというものでございます。
主な内容につきましては、教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する規程を
廃止します。
施行日は4月1日です。

説明は以上でございます。

教 育 長

これは、事務手続の関係で、規程という法制上の整理が事実上ないものですから、整理し直すということです。少し分かりづらいですが、市の行政の中では、規程第何号というものはないので、それがここに残っていたので、事務手続の整理をするという改正でございます。

議案第 46 号は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長
教育総務課

続きまして、第 47 号につきまして、これも、藤井課長からお願いいたします。教育総務課でございます。

議案第 47 号でございます。土浦市教育委員会教育長の小学校、中学校及び義務教育学校の校長に対する事務委任規程の制定について説明させていただきます。定例会の資料は 132 ページ以降でございます。概要のほうは 4 ページの一番下になります。制定の趣旨は、議案第 46 号による廃止に伴い、新たに教育長から学校長に対する事務委任事項について、土浦市教育委員会教育長の小学校、中学校及び義務教育学校の校長に対する事務委任規程を制定するものです。

主な内容につきまして、学校長に委任する事務を規定します。また、旧規程において、事務委任としていました「児童及び生徒の出席停止に関すること」は、土浦市立学校児童または生徒の問題行動に対する出席停止の手続に関する規則との整合性を図るため削除をいたします。

施行日は 4 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

これは訓令を直すのですが、出席停止を誰の権限で、誰の責任でやるんだという規定が訓令と規則で違っていたので、それをきちんと規則に合わせます、という改正ですか。藤井課長。

教育総務課
教 育 長

はい。

規則のほうはどうなっていて、訓令のほうはどうなっていて、それを今回どちらにするのですか。それを言うていただかないと分からない。問題行動のことについては、事務局から説明いいですか。

教育総務課課長補佐

もう一度、資料の 135 ページをご覧くださいなのですが、135 ページの下から 5 行目に、土浦市立学校児童または生徒の問題行動に対する出席停止の手続に関する規則というのがございまして、問題行動を繰り返す性行不良の生徒を停止する場合に、この第 3 条で、校長が教育委員会に意見具申をするという規定が定まっています。それにもかかわらず、事務規程においては、校長のほうに事務委任という形で権限を委任しておりましたので、本来の出席停止に関しましては、教育委員会がよく事情を聞いて、教育委員会のほうで定めるものということで、国、県のほうの方針が出ておりますので、そちらに合わせて、今回、旧規程から新しく新規程に制定するときに削除をしたものです。

教 育 長

ありがとうございます。例えば今、コロナに感染したときに、子どもたちを出席停止にするという権限はまた別にあります。それは校長にそのまま留保されております。校長が判断をするものです。

ただ、この問題行動のある子どもたちについては、土浦市には二つルールがございまして、校長がそれをできると。この子は性行不良だとか、出席しては駄目だということを経長の権限で与えている規程と、それはきちんと教育委員会のほうに申請を出させて、教育委員会で意志決定をして、校長にそれを返すというもの。

後者、要は問題行動の場合は、個別事情もありますので、教育委員会でしっかりと判断する。コロナ感染のそういう出席停止ではないならば、そのように統一しましょうということで、規程にて整理した状態であります。

従来、これまで問題行動で出席停止という事例はございませんでしたので、なかなか浮き彫りにはならなかったのですけれども、今回、いろいろな関係規程を見直すところにあって、整合性が図られていなかったということが明るみになりましたので、ここはきちんと問題行動があった場合については、校長ではなくて、校長から申請をいただいて、教育委員会のほうで意志決定をするように改める。そういった内容であります。よろしいでしょうか。

教育総務課課長補佐
教 育 長

はい。ありがとうございます。

そういうことでございます。

同じ出席停止であっても、意志決定のあり方が教育委員会と学校のあり方と、分けて対応するということであります。ご質問等ございますか。

今 野 委 員

義務教育の段階では、ほとんど出席停止扱いというのはないのではないかと私は思ってきたのですが。相当な問題でなければ。

指 導 課
今 野 委 員
教 育 長

おっしゃるとおりです。ほとんどございません。

ないですね。

私も長年この業界にいますが、記憶にはありません。他の県ですと、あるのかもしれないですけれども。あるいは、高校も該当するのかなと思います。いずれにしても聞いたことはない。それぐらい難しい判断なのかなと。だからこそ、学校側ではなくて、教育委員会で、という整理だと思っております。

よろしければ、議案第 47 号につきましては、原案のとおりということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

続きまして、議案第 48 号につきましてお願いします。

田中課長お願いします。

学 務 課

学務課でございます。

定例会資料 140 ページをお願いいたします。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱についてご説明いたします。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師につきましては、土浦市立学校管理規則第 18 条で、産業医につきましては、土浦市立学校教職員衛生管理要綱の第 10 条により委嘱しているところになります。

委嘱期間につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まででございます。委嘱者につきましては、141 ページのとおりとなります。

説明は以上でございます。

教 育 長

新年度ですので、関係学校医さん等の委嘱の内容でございます。

ご質問等はございますか。原案どおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第 48 号は、原案どおり可決ということになります。

続きまして、議案第 49 号につきまして、佐賀課長からお願いします。

生涯学習課

生涯学習課でございます。

定例会資料 144 ページをお願いいたします。

土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱についてでございます。

標記の委員につきましては、本年 3 月 31 日をもって任期満了となりますことから、土浦市藤沢集会所条例第 11 条の規定に基づきまして委嘱するものでございます。表中の氏名の頭に米印のある方は、新規で委嘱する委員、印のない方が再任される委員でございます。任期は 2 年間とするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

この件につきまして、ご質問等ございましたら。

鈴木委員

集会所の運営委員会というのは、どのくらいあるのですか。

教 育 長

佐賀課長。

生涯学習課

各公民館にもございまして、まず公民館全体、土浦市全体の公民館を見るのが、公民館運営審議会というのがございまして、それぞれの公民館ごとに運営委員会というようなものがございまして、利用者とか地区長というような方たちが、そういった委員になっておられるというところでございます。こちらの集会所のほうにも、同じように運営委員、その集会所のみの運営に関してお諮りするというような委員でございます。

鈴木委員

これまでも、この集会所運営委員会の委嘱についてという報告はありましたか。

生涯学習課

2 年に一度、こちらの報告をさせていただいております。昨年度も地区長さんが変わった方がいらっしゃいましたので、昨年度は任期内というようなことですが、1 名の変更ということで、お諮りさせていただいたことがございます。

鈴木委員

分かりました。辞任がないと、2 年に 1 回ということですね。

生涯学習課

はい。

鈴木委員

分かりました。

教 育 長

そのほか、ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、議案第 49 号につきましては、原案どおり可決をさせていただきます。

続きまして、50 号につきまして、佐賀課長お願いします。

生涯学習課

生涯学習課でございます。

続きまして、定例会資料 148 ページをお願いいたします。

土浦市青少年相談員の委嘱についてでございます。青少年相談員につきましては、本年 3 月 31 日をもって任期満了となりますことから、青少年相談員設置規則第 2 条の規定に基づきまして委嘱をするものでございます。

同じく表の氏名の頭に米印がある方は、新規で委嘱する委員でございます。印のない方が再任される委員でございます。期間については 2 年でございます。

説明は以上です。

教 育 長 ありがとうございます。2年でございます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 では、原案のとおり可決したいと思います。

続きまして、議案第51号につきまして。

スポーツ振興課 スポーツ振興課です。

定例会資料152ページをお願いいたします。

土浦市スポーツ推進委員の解職及び補欠による委嘱についてでございます。

1年前の令和3年4月1日に、2年任期で市内72名のスポーツ推進委員を委嘱したところですが、このたび一中地区におきまして、お一人辞職の申し出がございました。残任期間の1年間を新たな方に委嘱するものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

教 育 長 では、議案第51号について、原案どおり可決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 続きまして、第52号につきまして、指導課をお願いします。

指 導 課 指導課でございます。

定例会の資料の156ページをお願いいたします。

土浦市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてでございます。

2年間の任期満了に伴いまして、次の6名の方を委嘱するものでございます。印がなく大変申し訳ないのですが、この6名のうち3名が再任となりまして、3名が新しい委員でございます。新たに委員となった方につきましては、一番上の元土浦市内中学校長だった酒井将志様、3番目の茨城県スクールソーシャルワーカー、社会福祉士の村上様、一番下の弁護士、茂手木克好様、こちらの3名が新たに委員となった方でございます。

以上でございます。

教 育 長 条例に基づく2年間の任期でして、3人が新規でということ。引き続き、委員の方たちにはご審議をいただくという内容でございます。

よろしいでしょうか。

岡島委員。

岡 島 委 員 根本的なことで、いじめ問題対策委員会という、この役割を簡単に教えていただければと思います。

教 育 長 指導課長。

指 導 課 学校の中で、いじめの重大事態が発生した場合に、調査の方法として二つございます。一つは、学校が主体となって重大事態の調査をする場合。二つ目は、こちらの第三者が主体となって問題の調査をする場合。その後者のほうの第三者が重大事態の調査をする場合に、このいじめ問題対策委員の方々が中心となって調査をするものでございます。

以上です。

岡 島 委 員 今まで上がってきた報告というのはどのようなものですか。

指 導 課 指導課でございます。

今までの実績でございますが、平成30年でございます。
直近では、重大事態を第三者の委員会で調査をした経緯がございます。
以上になります。

教 育 長 差し支えがない範囲で簡単に、どんな案件なのかご紹介ください。
指 導 課 小学校のお子さんだったのですけれども、学校でいじめがあったということで保護者の申し出がございました。現在は、調査が終わりまして、学校のほうに通っているということで聞いております。簡単ですが。

教 育 長 もうちょっといいですか。結局、学校のほうの調査ではなくて第三者で審議をせざるを得ない、その事情というのがよく分からないですよね。それは、直近のその事例だと、なぜ第三者委員会に諮らなければいけないような深刻な案件だったのか、差し支えない範囲で。大切なことだと思うのです。

指 導 課 保護者のほうから訴えがございまして、それまで学校と協議を続けていたのですけれども、学校のほうと保護者の折り合いがうまくつかないところもございまして、それで外部の第三者にということで調査を依頼したという経緯がございます。

教 育 長 そういうケースが多いですが、学校のほうで丁寧な対応をしているわけですが、場合によっては誤解もあるかとは思いますが。学校側に対して誤解が生じて、申請があって第三者委員会で客観的にやってくれという要望が出てくるケースでございます。長引くことはよくありませんので、できるだけ学校側の初期対応で努めるように、というのが現状だと思います。

いじめの認知件数も多くなっているということで、学校側も小さなことであってもしっかりと取り組んでやっているという現状です。

よろしいでしょうか。

岡 島 委 員 はい。よく分かりました。

教 育 長 原案のとおり可決でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 議案第53号は、最後に行います。

続きまして、協議事項、令和4年度学校教育指導方針（案）につきまして、指導課長からお願いします。

指 導 課 指導課でございます。

令和4年度土浦市学校教育指導方針（案）について説明をさせていただきます。資料が別冊の資料2になりますので、こちらを御用意いただきたいと思っております。

それでは、土浦市学校教育指導方針（案）についてでございますが、こちらは茨城県の学校教育指導方針を基に作成しまして、毎年4月に各学校に配布して1年間の指導方針を基に学校の運営をお願いしているというものでございます。

表紙の裏をご覧ください。目次になりまして、こちらのような構成で作成されております。

今回は、11ページの令和4年度の学校訪問につきまして提案させていただきます。特に量が多くございますので、令和4年度の改定した部分について説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

1 ページは、土浦市学校教育指導方針のグランドデザインについてでございます。今回の改定箇所は、上から四つ目の枠、左側にございます第9次土浦市総合計画と土浦市教育大綱が改定されますので、その目的を反映させております。

次に、2 ページをご覧ください。

令和4年度の重点施策についてですが、こちら詳細につきましては、次のページから説明させていただきます。

3 ページをお願いいたします。

大きな1番の確かな学力を育む教育の推進についてでございます。確かな学力を育む教育の充実のための主な施策の一番下にありますプラン4、ICT教育の充実について、GIGAスクール端末が配備されましたので、GIGAスクール端末の活用について追加をさせていただきました。

次に、4 ページをお願いいたします。

大きな2番の豊かな心を育む教育の推進についてでございますが、一番下の生徒指導の充実の1点目の上から三つ目の白丸にございます弁護士によるいじめ防止授業を追加させていただきます。

次に、5 ページをお願いいたします。

大きな3番の健やかな体を育む教育の推進についてでございますが、一番上の枠に、特に重視することとして、学校体育の充実がございまして、体力アップ推進プランに基づく体育経営の改善と指導の充実を図るものでございまして、丸2に土浦市では、投力が現在課題となっておりますことから、投力の向上として、ソフトボール投げの記録の県平均突破を目指す指標を追加させていただきました。

次に、6 ページをお願いいたします。

大きな4番。時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進についてでございますが、下から二つ目の情報教育の充実について、白丸の一番下でございますが、同じようにGIGAスクール端末が配置されたことから、こちらの項目を追加させていただきました。一番下の環境教育の充実についてでございますが、こちらは、二つ目の白丸、SDGsの視点に立ったということを追加させていただきました。

続きまして、7 ページをお願いいたします。大きな5番の自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進でございますが、こちらは令和3年度と同じ内容になってございます。

次に、8 ページをお願いいたします。

8 ページには、令和4年度の教育支援委員会の日程をお示しさせていただいております。

次に、9 ページをお願いいたします。

土浦市の小中一貫教育全体構想図でございます。こちら令和3年度、今年度と同じように進めていきたいと考えております。

続きまして、10 ページをお願いいたします。

令和4年度の主な事業でございますが、新規事業が四つございます。10ページの2番にございますが、学力向上対策事業、一番下の6番、スクールロイヤー活用事業。

11 ページに行きまして、一番下になりますが、17番スクールロイヤーによる法務相

談。18番、部活動の指導事業。こちらの4点が新規事業となっております。
続きまして、12ページをお願いいたします。

令和4年度の学校訪問についてでございますが、こちらは、14ページ、最後のページ
をお願いいたします。来年度も教育委員の先生方には、計画訪問に同行いただきまし
て、各学校の取組についてご覧いただき、御指導いただければと存じます。

以上で説明は終わりになりますけれども、ご意見、ご質問がありましたらお願いいた
します。

以上でございます。

教 育 長 今すぐといっても、なかなか難しい。最終決定は委員会に報告していただくのですね。
指 導 課 はい。

教 育 長 ですから、時間をとってご確認いただきましょう。ご覧いただいて、お気付きの点が
あればご意見を後ほどいただければと存じます。

事務局、そのように行っていただいているのですか。ある程度、時間をいただいて意見
をいただく。指導課長、そのようにしてください。

指 導 課 よろしくをお願いいたします。

教 育 長 ほかの意見はありますか。では、そういうことで、よろしくお願ひします。

続きまして、報告事項につきまして、よろしくお願ひします。

教育総務課 総務課でございます。

報告事項1番の第3次土浦市教育大綱の策定について説明をさせていただきます。別
冊で、第3次土浦市教育大綱がお手元にあるかと思ひます。お願いいたします。よろ
しいでしょうか。

第3次土浦市教育大綱につきましては、先日、委員の皆様協議をしていただきまし
て、総合教育会議を経まして策定をしたものです。

1ページをお願いいたします。

総合教育会議の後に、はじめにとしまして市長の挨拶文を追加しております。後ほど
ご覧いただきますようお願いいたします。そのほかについての変更点等はございま
せん。

教 育 長 既に御了解のことで、市長の挨拶文が加わったということでの報告でございます。

続きまして、議会の一般質問等について。

藤井課長お願ひします。

教育総務課 教育総務課でございます。

今回は、8名の議員からご質問がございました。内容は、学務課、生涯学習課、スポー
ツ振興課、指導課に関連するものであり、本来であれば、全ての答弁について報告を
させていただくところですが、時間の関係上、教育委員の皆様から意見を頂いた柏村
議員と島岡議員の質問に対する答弁について、報告をさせていただきます。その他の
議員の質問に対する答弁については、資料のとおりですので、後ほどご覧いただき
たいと思ひます。

それでは、柏村議員からの質問について、指導課より説明をさせていただきます。

指 導 課 指導課でございます。

別冊資料3の31ページをお願いいたします。

柏村議員からの質問でございます。質問事項としましては、通告書の質問事項をご覧くださいと思います。

1、中学校の校則についてでございます。校則について賛否両論あるが、土浦市内の中学校、例えば四中、六中、新治学園の生徒、保護者、教員は校則を必要とするのか、でございます。

次に、答弁の方向性としてしましては、校則は、学校が教育目標を実現していくため、また、生徒指導提要に示されている校則の定義や必要性、社会規範の遵守についての適切な指導についてや、裁判例にも触れ、社会通念に照らして、合理的な校則は学校に必要であること。その上で、校則の内容については、合理的であるとともに、学校は児童、生徒や保護者等の意見なども適宜取り入れて、積極的に内容の見直しを進めている旨の答弁をいたしました。

また、岡島委員からは、校則について、時代とかけ離れているものがあれば適宜見直しをするという柔軟な変更があってもよいのではないかとご意見を頂きました。

市内全中学校の校則を集約しておりますが、時代とかけ離れた内容の校則は、ないものと確認しております。

また、生徒や保護者からは、意見箱やクラスや委員会などを通して意見を適宜取り入れて、柔軟に見直しを図っていくところがございますので、今後も引き続き、校則に関して、学校にも指導をしてまいりたいと考えております。

なお、答弁の詳細につきましては、32 ページから 34 ページになりますので、ご覧ください。

以上でございます。

田中課長。

学務課でございます。

同じく、資料3の35ページをお願いいたします。

島岡議員からの質問でございます。通告書の質問事項の欄をご覧ください。質問事項としましては、1、市内小学校のICT化の推進についてで、(1)としまして、コロナ禍における児童の学習状況について、(2)として、低学年におけるタブレット端末の導入要望と課題、(3)として、更なるICT化の促進の検討について。以上、3点のご質問を頂きました。

36ページをお願いいたします。

答弁の方向性としてしましては、(1)(2)につきましては、9月からAIドリルや学習動画を活用したオンライン学習、その後は、同時双方向のオンライン授業、アプリを活用した学級全体の交流学習などに取り組んでまいりました。臨時休校時のみならず、平常時でも家庭での持ち帰り学習を継続してきたため、児童及び教員の活用スキルも向上しております。

低学年児童の端末の活用については、まずは校内学習の中で、操作方法等端末に慣れる指導を行っております。持ち帰りについては、端末の取り扱いや持ち帰り時の身体的負担など発達段階を考慮し、段階的に導入する計画をしております。

今後も操作方法等の指導を継続していくことで、来年度は、持ち帰りによるオンライン学習を段階的に実施していく旨を答弁いたしました。

教 育 長
学 務 課

(3) につきましては、さらなるICT化の促進には、教員のスキル向上、人的なサポート体制が必要不可欠であるため、今後も継続して基礎的、応用的な研修を実施し、さらに、ICT支援員を増員し教員の支援体制を強化していく旨を答弁いたしました。また、今野委員から人的サポート体制の一つとして、ICT支援員を増員に加えて、地域人材の活用ということも方策の一つとして考えられるのではないかとのご意見を頂きました。

そのご意見を踏まえ、来年度ICT支援員を1名増員するとともに、今後活用できる人材についても検討してまいります、と答弁いたしました。

答弁の詳細につきましては、37ページから44ページとなります。

説明は以上でございます。

教 育 長

その他のものにつきましては、ご覧おきいただきたいと思います。

続きまして、学務課です。

学 務 課

学務課でございます。

定例会議案等の概要、5ページの報告事項の一番上の(3)。

土浦市立幼稚園の廃園に伴う関係告示の整理に関する告示の制定について。定例会資料につきましては、160ページをお願いいたします。

1の改正の趣旨としましては、市立幼稚園は令和4年3月末で全園廃園になることから、市立幼稚園に係る要綱の廃止及び一部改正を行うものでございます。

2の施行日につきましては、令和4年4月1日となります。

3の一部改正内容としましては、(1)から(4)の幼稚園に係る文言などの整理、一部改正あるいは廃止を整理するものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

教 育 長

ご質問等はよろしいですか。続きまして、教育総務課ですか。

教育総務課

教育総務課でございます。

(4) 土浦市教育委員会告示の読点の表記を改める要綱の制定について説明をさせていただきます。概要のほうは5ページの2段目でございます。定例会の資料は169ページとなります。

制定の趣旨は、議案39、40号と同様のものでございます。主な内容としまして、告示中に表記されているカンマを点に改めるものです。

施行日は4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

告示の読点も先程と同じような改正でございます。

続きまして、押印廃止の関係です。

教育総務課

教育総務課でございます。

(5) 土浦市社会教育主事の資格認定要項及び土浦市小学校通学バス運行管理要綱の一部改正について説明させていただきます。概要のほうでは3段目になります。定例会資料は171ページからとなります。

改正の趣旨は、議案の第41号と同様で、教育委員会の告示で定める申請書等への押印を廃止するものです。

主な内容としまして、市の内部手続における押印の廃止で、様式中の丸印を削るもの

です。

施行日は4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。これも同じような事情でございます。

続きまして、ボランティア要綱についてお願いします。

教育総務課

総務課でございます。

6番目の土浦市旧学校施設環境美化ボランティア支援制度実施要綱の一部改正について説明をさせていただきます。定例会の資料は173ページ。概要は5ページの一番下でございます。

改定の趣旨でございますが、民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げとなることに伴う一部改正及び押印の廃止に係る改正でございます。

主な内容としまして、環境ボランティア団体の代表者の年齢について、満20歳から18歳に引き下げを、二つ目としまして、提出書類の押印の廃止でございます。

施行日は4月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

ボランティア団体の代表になっていたのは、これは成人でないといけないという考え方の整理を現行規定されているということなのですね。

教育総務課

はい。

教 育 長

ご質問等は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

続いて、体育館の開放関係。

スポーツ振興課

スポーツ振興課でございます。

概要の6ページ、一番上をお願いいたします。当日の資料では179ページになってございます。

土浦市立学校体育館開放団体利用要項の一部改正についてでございます。

こちらは、学校の体育館等を夜間開放している関係で、現在261団体のほうに貸し出しをしております。その要項の中で管理指導員を置かなければならないとしておりまして、そちらが、今回の民法改正による成年年齢の18歳に引き下げに伴いまして、これまで「20歳以上」としていたものを「成人」という表記に改めるものでございます。

施行日は4月1日でございます。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

続きまして、入学祝品の件について、報告をお願いします。

田中課長。

学 務 課

学務課でございます。

概要のほうは6ページの上から2番目でございます。定例会資料は182ページをお願いいたします。

土浦市立小学校等入学祝品及び特別支援学校入学祝金支給要綱の一部改正についてご説明いたします。

1の改正の趣旨としましては、市立小学校及び義務教育学校に入学する新入学児童及び保護者に対し、入学祝品として贈呈しているランドセルについて、ランドセルよりも軽量の通学用リュックサックを選択肢として追加しましたことから、要綱の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、祝品に通学用リュックサックを加え、ランドセル又は通学用リュックサックのいずれか一つとするという改正となります。

施行日につきましては、令和4年4月1日となります。

以上でございます。

教 育 長

リュックサックを加えたことによる内部規定の改正でございますが、リュックサックの希望の状況だけ、ちょっとお話しください。

田中課長。

学 務 課

本日現在で、新入学児童951人に対しまして、23人という状況でございます。

教 育 長

まだ少ない状況ではあります。よろしいでしょうか。

続きまして、医療的ケアについてお願いします。

指 導 課

指導課でございます。

土浦市教育委員会医療的ケア支援事業実施要綱の制定についてでございます。概要は6ページの3番目でございます。当日資料は187ページになります。

1番、制定の趣旨でございますが、令和4年4月から、医療的ケア児のための支援を行うため実施方法や関係機関について定めるものでございます。

主な内容としましては、医療的ケア安全委員会の設置や実施方法についてといった内容になってございます。

施行日は、令和4年4月1日になります。

以上でございます。

教 育 長

実施要綱、予算が通るであろうということで、対象は2人でしたか。

指 導 課

2人と、それから新入児が1名で、合計3名になります。

教 育 長

失礼しました。実施に当たってルールをいろいろと決めなければならない、ということで、内部でつくったところでございます。

経費の負担、勤務の体制とか、事業、事務の中身であるとか、そういったものを規定している。

ご質問等ございましたらお願いします。

鈴木委員。

鈴 木 委 員

健康チェックカードが195ページにありますけれども、このカードはA4サイズのを児童が登校するときには毎日1枚必要になるわけですか。

指 導 課

はい。そうでございます。

鈴 木 委 員

それで、この上のほうに、その子の状態を記入する欄がありますけれども、お子さんの病状によって、必要な記入項目は変わってくると思うのですけれども、例えば、痰が多い少ないとかは、気管切開とかしているお子さんだと必要だと思うのですけれども、あとは、胃ろうのお子さんとかには、注入の時間とか内容とか必要だと思いますが、お子さんに必要な情報をお子さんに合った内容のものを作ってあげて、必ずしもこれが全部必要とは思わないので、個別に作ってあげたほうがいいのかと

思います。

指 導 課

指導課でございます。

鈴 木 委 員

ありがとうございました。そのお子さんに合ったチェックカードということですね。そうですね。糖尿病のお子さんだったら、痰の量とか注入の項目とかは必要ないと思いますので、そのお子さんに合った項目を別々に作ってあげたほうがいいのではないかなと。

指 導 課

ありがとうございます。

教 育 長

チェックカードのことは、様式は定めるにしろ柔軟に対応できるような運用を検討してみてください。

指 導 課

分かりました。

鈴 木 委 員

あとは、できればカードじゃなくて、ノートみたいになっていたほうが使いやすいのではないかと思います。

教 育 長

これは内部決定なので、検討してみてください。

指 導 課

検討してまいります。ありがとうございました。

教 育 長

そのほか、よろしいでしょうか。

続きまして、部活の指導について。

指導課長。

指 導 課

指導課でございます。

土浦市部活動指導員配置要綱の制定についてでございます。定例会の資料は200ページでございます。概要は6ページの4段目をご覧いただきたいと思います。

制定の趣旨としましては、令和4年4月から中学校及び義務教育学校に部活動指導員を配置するため、指導員の所掌や運用について定めるものでございます。

主な内容は、部活動指導員の職務や要件、配置の申請方法や決定などでございます。また、こちらは、単独指導、単独引率ができますことから、指導員に対しては、今後、研修をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

施行日は、令和4年4月1日でございます。

以上になります。

教 育 長

部活動指導員、この件につきまして、質問等があればお願いします。

岡島委員。

岡 島 委 員

具体的に、異動が始まっている指導員の方はいますか。何名くらい配置とか決まっていますか。

教 育 長

指導課長。

指 導 課

指導課でございます。

各校1名ずつ配置のほうを予定しております。

岡 島 委 員

部活の専門の指導員というわけではないですか。

教 育 長

指導課長。

指 導 課

各学校で希望する部活動の指導員の調査をかけまして、その学校が希望する部活動の指導員を配置する予定でございます。

まだ確定はしていないのですが、先日、各校の希望を調査した結果につきまして、経験者が少ない新体操ですとか、弓道など、または教員が実際に経験していないサッカー

とかテニスとか、そういう部活動のほうも希望がございましたので、今後調整していきたいと考えております。

岡島委員
教育長

ありがとうございます。

ただ、マッチングが学校の要望や人数など、少し大変かと思います。人材確保、そういったこともあります。

続きまして、部活動運営方針の改訂についてお願いします。

長谷川課長。

指導課

指導課でございます。

土浦市部活動の運営方針の改訂について説明させていただきます。概要は6ページの一番下の段になります。また、別冊の資料としまして資料4がございますので、こちらも併せてご覧いただければと思います。

改訂の趣旨としましては、部活動の適切な運営について見直しを行うため、改訂をするものでございます。主な内容としましては、3点ございます。

1点目は、学校のホームページにて公表する内容に部活動の活動計画を加えるものでございます。具体的には、別冊の資料の3ページになります。上から2行目、活動方針及び活動計画のほうを追加させていただいております。

二つ目としましては、熱中症防止のため、暑さ指数が31度以上の場合は、原則として活動を行わないことを規定したものでございます。

運営方針の資料としましては、5ページの上の段、(6)の熱中症事故の防止についての真ん中になりますけれども、これまでは、十分に配慮するだったものを原則として、子どもたちの安全や安心を考えて、活動を行わないというふうに改訂いたしました。

最後に、3点目ですけれども、保護者の同意や校長の承認を受けてのみ活動ができる朝の活動を駅伝大会や市陸上競技大会に向けた活動に限ることを規定させていただきました。

資料としては、5ページの一番下の枠にございます。これまでは、総合体育大会や新人体育大会の1か月前から練習を行うものができたものでございますが、子どもたちの規則正しい生活や成長を考えまして、一つに絞ったものでございます。

施行日は、令和4年4月1日になります。

以上でございます。

教育長

この件について、ご質問等ございますか。

岡島委員、どうぞ。

岡島委員

2番目の「熱中症のための熱さ指数が31度の場合は、原則として活動を行わないこと。」、これは各校で決めていくのですか。それと、31度って、どこの基準で見るとかなと思いました。

教育長

指導課長。

指導課

指導課でございます。

こちらの指数につきましては、市として統一したものでございます。この暑さ指数につきましては、国のほうで決められておまして、湿度とそれから気温が関連した指数でございます。国のほうで示された指数になっています。

以上でございます。

岡島委員
指導課

実際の運用は、どういうふうになっているのですか。

各学校に暑さ指数を調べる機械がございますので、そちらを養護教諭ですとか、それから担当のものが確認をしまして、今日は午後2時の時点で暑さ指数が31度になっているので、部活動は中止ですとか、外遊びは中止ですというように、各学校で指数を見ながら対応しているところでございます。

教育長

最終的には学校判断。31度もそうですが、機器をもって客観的に判断できるということになります。

岡島委員
教育長
学務課

分かりました。ありがとうございます。

では、続きまして、幼稚園連絡協議会の廃止について田中課長、お願いします。

学務課でございます。

定例会資料213ページをお願いいたします。

土浦市幼稚園連絡協議会の廃止について説明いたします。

1の廃止の趣旨としましては、土浦市幼稚園連絡協議会、以下、長いので「協議会」と言わせていただきます。協議会につきましては、平成28年10月、市立・私立幼稚園双方が抱える課題の共通認識や課題解決のために設立されました。

設立当時、特に大きな課題であった支援を要する園児の受け入れについて、各幼稚園の受け入れ状況の調査、視察研修等を実施することで、設立の目的に対し一定の成果を上げております。

一方、就学前教育の重要性が広く認識されるようになり、市教育委員会においては、専門の担当局が設置され、令和3年度には、就学前の幼児教育を含めた子ども・子育てに関する部署がまとめられ、こども未来部が新設されました。

市立幼稚園につきましては、令和3年度末をもって全て廃止となり、令和5年度中には、認定こども園土浦幼稚園が設置される予定でございます。

こうした状況の変化に加え、協議会の委員からは、本協議会と委員構成を同じくする市内の私立幼稚園等で構成する組織が存在するため、協議会の廃止の意向の意見を頂いたところでございます。

このようなことから、今年度協議会の会議において、本協議会の廃止についてお諮りしたところ、委員全員の賛成が得られたことから、令和3年度末をもって廃止することとなりました。

協議会の廃止後も、私立幼稚園の課題、意見等の情報共有につきましては、引き続き認定こども園等を所管するこども未来部、市教育委員会の既存会議において継続してまいります。

2の協議会の委員につきましては、214ページとなります。

3の関連事項としまして、本協議会の廃止に伴いまして、土浦市幼稚園連絡協議会設置要綱を廃止いたします。

説明は以上でございます。

教育長

幼稚園の廃止に伴いまして、そういった情報共有、交換というのは必要なもので、それは別組織があるので、そちらのほうでやっていきますので、一応、私どものほうではお役御免という整理をした改正でございます。

よろしいでしょうか。

鈴木委員 別の組織というのは、教育委員会とは全く別ですか。

教育長 田中課長。

学務課 情報共有する場としまして、既存会議としまして保幼小連携協議会、あとは、こども未来部の保育課のほうでも、いろいろ個別に意見のほうは吸い上げてくれるということでございます。

教育長 別組織があるという答え。

学務課 別組織は、私立幼稚園の園長で構成される土浦地区幼稚園連絡協議会、そういう名称でございます。

教育長 全般的に一緒なので、そちらのほうで、あとはこども未来部との兼ね合いと、別途、我々も含めて情報交換をする。組織的には、そちらのほうで十分対応できるよというふうなご意見もいただきました。同じメンバーでございます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 では、続きまして、次の報告ですね。統合小学校の開校準備協議会の開催状況についてお願いします。

田中課長。

学務課 それでは、215 ページをお願いいたします。

令和3年度（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会の開催結果についてご報告いたします。

1の開催日時につきましては、第1回が昨年11月末で、第2回は12月、第3回は今年2月に開催し、合計で3回開催いたしました。

2の協議・報告内容としましては、第1回が開校準備協議会の設立や今後の協議会スケジュールについて御協議をいただき、また、統合小学校の建設候補地について、土浦第五中学校西側に隣接した地域を候補地として選定したことを報告いたしました。第2回及び第3回の協議会では、（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校の整備について、統合小学校整備基本計画及び上大津公民館のあり方について説明し、委員の方々からご意見を頂きました。

3の今後の予定としましては、来年度、開校準備協議会の下に総務部会、学校運営部会及びPTA部会で構成される検討部会を設置しまして、校名、学校の運営方針、通学路の安全対策など、協議会の所掌事務の協議を開始してまいります。

説明は以上でございます。

教育長 ご質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育長 では、報告事項は以上でございます。

それでは、議案第53号の審議に移りますので、教育部長、教育総務課長以外は退出をお願いします。

—教育長、教育委員、教育部長、教育総務課長以外退室—

【議案第 53 号「令和 4 年 4 月 1 日付け教育委員会の人事異動について」を協議】
(非公開)

教 育 長 では、53 号を可決ということで成立させていただきます。
職員を戻してください。

一退出者、再入室一

教育総務課 それでは、本日の案件は全て終了いたしました。
 次回の定例会の日程につきまして、藤井課長からお願いします。
 教育総務課でございます。
 次回の定例会につきましては、令和 4 年 4 月 26 日火曜日、午後 4 時からお願いしたい
 と思います。定例会を開催させていただきたいと考えております。よろしくお願いい
 たします。

教 育 長 4 月の 26 日に、よろしく申し上げます。
 最後になります。3 月 27 日をもって、教育長職務代理者であります今野委員が
 任期満了となります。今野委員におかれましては、平成 30 年 3 月に教育委員に就任し
 いただき、令和 2 年 1 月から教育長職務代理者として務めていただきまして、4 年
 間の任期中におきましては、本市の教育行政につきまして、元学校長、そして幼稚園
 長というお立場から、現場の目線に立った貴重なご意見、そして御助言をいただきま
 した。心から改めて御礼を申し上げます。

教育部長 ここで、今野委員への感謝の意を表して、望月部長より花束を贈りたいと存じます。
今野委員 先生、4 年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。
教育部長 こちらこそお世話になりました。

教育部長 今後は、お体に御留意されて、引き続き土浦の教育のほうを見守っていただきたいな
 と思っています。どうも本当にありがとうございました。お世話になりました。

教 育 長 では、先生。一言御挨拶を頂戴したいと思います。
今野委員 ただいま素晴らしいお花をありがとうございました。3 月 27 日から、4 年間でしたけ
 れども、私は本当に学校という狭い立場で、狭い枠の中でしか仕事をしてきませんでした
 ので、本当にこの教育委員という立場でお仕事をさせていただいて、社会教育と
 か文化、スポーツ、様々な分野にわたって、いろんな事業に少し関わらせていただい
 たことで、非常に自分自身としては視野が広がったような、そうした貴重な時間だっ
 たと思います。

 それから、いろいろなお立場で仕事をされている方との触れ合いというか出会い、そ
 うしたものが、私にとっては貴重な財産になったような気がします。

 4 年間というと本当にあっという間でしたけれども、特に最後の 2 年間は様々な制約
 がかかったということもあって、十分な仕事はできませんでしたが、これからは、
 マスクを外して、やはり顔と顔を突き合わせてお仕事をするなり、子どもたちに
 あっては、通常の学校での活動が 1 日も早くできるようになればいいなというふう

思っています。

今、部長さんからおっしゃっていただきましたけれども、これからは遠くから、近所の子どもたちの姿などを見ながら、学校教育しか私は分かりませんので、そうしたことで関心を持っていきたいと思います。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

教 育 長

ありがとうございました。先ほど部長がおっしゃられたとおり、お体、健康だけのご大切にしてください。

今 野 委 員

はい。皆さんも。

教 育 長

引き続き土浦市の教育のために、様々なお立場から、また御助言、御指導を引き続きどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年3月教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。遅くまで、ありがとうございました。